

## 新しい消費者団体訴訟制度に 事業者が備えるべきポイント

2016年12月10日までに、集団的消費者被害回復訴訟制度が施行されます。

これにより事業者の違法な行為により、消費者が被った金銭的被害を回復するための訴訟を、消費者団体が行えるようになります。

このセミナーでは、新しい訴訟制度の概要と事業者が気を付けるべき点をわかりやすく解説します。

消費者とのトラブルを防ぐため、これまでの契約書面・勧誘・広告等を改めて確認してみませんか。



**参加費  
無料**

**開催日時**

**先着100名**

2015年 **12月2日** (水)

**13:00~15:30** (受付開始12:40)

**場所**

東京都消費生活総合センター 教室1・II  
飯田橋 セントラルプラザ 17階

**講師**

消費者庁 政策企画専門官 小田典靖  
消費者機構日本 常任理事 弁護士 中野和子

申込は下記へFAXかメールで。詳しくは裏面参照

適格消費者団体 認定NPO法人 **消費者機構日本**

**TEL** 03-5212-3066

**E-mail**

seminar@coj.gr.jp

**FAX** 03-5216-6077

**ホームページ**

<http://www.coj.gr.jp> →



## セミナー参加申込

◆FAX 03-5216-6077 ◆メール [seminar@coj.gr.jp](mailto:seminar@coj.gr.jp)

【FAX】下記各欄にご記入の上、上記FAX番号に送信してください。

【メール】ホームページからWordファイルをダウンロードできます。ファイルを添付して送信してください。

または、下記項目を直接メールに入力して上記アドレスへ送信いただいてもかまいません。

※ご提供いただいた個人情報は、本セミナーに関する連絡のみに使用します。

会社名・団体名		業種	
連絡先住所	〒		
部署名		TEL	( )
Eメール		FAX	( )
(ふりがな)		希望参加人数	名
参加代表者名			

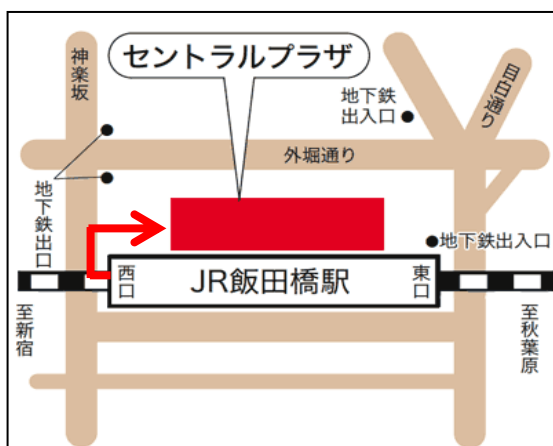
※1団体で申込多数の場合は、参加人数を調整させていただく場合があります。

## セミナー内容とタイムスケジュール

時間	プログラム(予定)
12:40~13:00	受付
13:00~13:45	<b>セミナー①</b> 講師 消費者機構日本 常任理事 弁護士 中野和子 消費者機構日本の活動紹介、消費者団体訴訟制度の解説。 (差止請求訴訟制度概要、適格消費者団体とは、これまでの訴訟事例など。)
13:45~13:55	休憩 (質問用紙受付)
13:55~14:45	<b>セミナー②</b> 講師 消費者庁 政策企画専門官 小田典靖 集団的消費者被害回復訴訟制度の解説。 (被害回復訴訟制度の概要、特定適格消費者団体とは、想定される事例など。)
14:45~14:55	休憩 (質問用紙受付)
14:55~15:30	<b>シンポジウム</b> パネリスト 消費者庁 小田典靖、消費者機構日本 中野和子 進行 消費者機構日本 専務理事 磯辺浩一 新制度に対して事業者が準備する内容について、質問用紙の回答 など

## 会場

東京都消費生活総合センター 教室 I・II  
セントラルプラザ 17階 (新宿区神楽河岸1-1)



### 【JRの場合】

総武線 飯田橋駅  
西口 徒歩2分  
西口を出て、地図矢印のよう  
に進むとセントラルプラザが  
あります。高層階用のエレ  
ベータで17階へお越しくださ  
い。

### 【地下鉄の場合】

東京メトロ  
東西線・有楽町線・南北  
線都営地下鉄大江戸線  
飯田橋駅  
B2b出口  
B2b出口からお越しく下さい。  
セントラルプラザの1階につ  
な갑니다。